

# 熊本県公報

第 1 1 5 5 0 号  
平成 19 年 5 月 18 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 熊本県介護支援専門員更新研修を行う者に係る指定……………(高齢者支援総室) 1
- 管理理(美)容師認定講習会……………(業務衛生課) 1

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 2
- 定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 2
- " "……………( " ) 2
- " "……………( " ) 2
- " "……………( " ) 2
- 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託落札者決定……………(市町村総室) 3

**登 載 依 頼**

- 平成 19 年度駐車監視員資格者講習の開催……………(県警本部交通指導課) 3
- 人事給与システム改修業務委託契約に係る相手方等の決定……………(教育庁学校人事課) 4
- 熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の開催……………(障害者支援総室) 4
- 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(県警本部警備第一課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第 454 号

介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 35 条の 10 第 1 項の規定により、熊本県介護支援専門員更新研修を行う者を次のとおり指定した。  
平成 19 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業の名称	指定年月日
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 熊本市南千反畑町 3-7	熊本県介護支援専門員更新研修	平成 19 年 5 月 9 日

### 熊本県告示第 455 号

理容師法(昭和 22 年法律第 234 号)第 11 条の 4 第 2 項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)第 12 条の 3 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので告示する。  
平成 19 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 26 番 5 号
- 2 講習会の日程等
  - (1) 日程  
平成 19 年 10 月 1 日(月)、10 月 15 日(月)及び 10 月 29 日(月)
  - (2) 講習科目
    - ア 管理理容師資格認定講習会
      - (ア) 公衆衛生学
      - (イ) 理容所の衛生管理
    - イ 管理美容師資格認定講習会
      - (ア) 公衆衛生学
      - (イ) 美容所の衛生管理
  - (3) 講習会の会場  
熊本県町村自治会館(熊本市健軍二丁目 4 番 10 号)

## (4) 受講料

14,000 円

## 3 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター熊本県支部（熊本市白山一丁目 4 番 9 号末永ビル 2 階 電話 096-364-5865）

## 公 告

## 熊本県公告第 444 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングプラザ宇土  
宇土市善道寺町綾織 103 番地ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日  
平成 18 年 3 月 31 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
承継前 株式会社アスト  
代表取締役 馬場英治  
熊本市安政町 1 番 2 号  
株式会社宇土シティプラザ  
代表取締役 井本英一  
宇土市善道寺町字綾織 95 番地  
承継後 あおぞら信託銀行株式会社  
代表取締役 川村優  
東京都千代田区九段南一丁目 3 番 1 号  
株式会社宇土シティプラザ  
代表取締役 井本英一  
宇土市善道寺町字綾織 95 番地
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由  
信託による所有権移転のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積  
29,136 平方メートル
- 6 届出年月日  
平成 19 年 5 月 1 日

## 熊本県公告第 445 号

球磨郡あさぎり町上村土地改良区理事長深水富男から平成 19 年 3 月 30 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 10 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第 446 号

上益城郡甲佐町糸田堰土地改良区理事長荒木孝明から平成 19 年 4 月 6 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 10 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第 447 号

上益城郡甲佐町甲佐町土地改良区理事長本郷建司から平成 19 年 4 月 16 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 10 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第 448 号

宇城市三角町土地改良区理事長内田幸吉から平成 19 年 4 月 11 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 10 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 449 号

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部市町村総室行政班  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 19 年 3 月 23 日
- 4 契約の相手方の氏名及び所在地  
財団法人地方自治情報センター  
東京都千代田区一番町 25
- 5 契約に係る契約金額  
71,189,092 円（うち消費税及び地方消費税の額 3,389,956 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号の規定による。

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 4 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号）第 6 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

- 1 講習の名称  
駐車監視員資格者講習
- 2 講習の目的  
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識を習得させること。
- 3 講習の日時等

講 習 日 時	講 習 場 所	講 習 内 容
平成 19 年 6 月 26 日（火曜日） 午前 9 時 20 分から午後 6 時まで	財団法人熊本テルサ 2 階会議室「ひばり」	講義 7 時間
平成 19 年 6 月 27 日（水曜日） 午前 9 時 20 分から午後 6 時まで	熊本市水前寺公園 28 番 51 号	講義 7 時間
平成 19 年 7 月 5 日（木曜日） 午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分まで		修了考査 1 時間

注) 1 受付時間は、午前 8 時 45 分からとする。  
2 修了考査の日は、合格発表、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付等があるため、終了時刻は午後 1 時ころとなる。

- 4 受講者数  
45 人（定員になり次第申込みの受付を終了する。）
- 5 受講手続
  - (1) 受付期間等  
平成 19 年 5 月 22 日（火曜日）から同年 6 月 15 日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。）
  - (2) 受付場所  
熊本県警察本部交通指導課（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
  - (3) 提出書類

- 駐車監視員資格者講習受講申込書 1 通  
 なお、申込書は、前（2）の受付場所又は熊本北警察署、熊本南警察署及び熊本東警察署の交通第一課において、前（1）の受付期間等に配布する。
- (4) 申込方法  
 受講の申込みは、申込書に必要な事項を記載の上、写真をはり付け、受講者本人が直接提出すること。  
 なお、申込みに当たっては、受講者本人であることを確認できる運転免許証などの写真付きの身分証明書を提示すること。
- 6 講習手数料  
 講習手数料（19,000 円）は、熊本県収入証紙により、申込書の提出時に納付すること。  
 なお、納付した手数料は、還付しない。
- 7 その他  
 (1) 注意事項  
 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
- (2) 問い合わせ先  
 熊本県警察本部交通指導課  
 電話 096（381）0110 内線 5125・5126

#### 熊本県教育委員会公告第 10 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

- 1 特定役務の名称及び数量  
 人事給与システム改修業務委託 1 業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県教育庁学校人事課  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
 平成 19 年 3 月 29 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社 熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号
- 5 契約に係る金額  
 42,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 2,000,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 7 随意契約の理由  
 特例政令第 10 条第 1 項第 2 号による。

#### 熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会公告第 1 号

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 5 月 18 日

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会

- 1 開催日時  
 平成 19 年 5 月 25 日（金）  
 午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県庁新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題  
 こころの医療センターのあり方に関する報告書の最終取りまとめについて
- 4 傍聴者の定員  
 10 人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室病院管理班）  
 （電話 096-333-2236）

**熊本県公安委員会規則第5号**

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年5月18日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成2年熊本県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

